

いじめ防止基本方針

平成28年4月策定

(令和6年4月改定)

尼崎市立小園中学校

令和6年度 尼崎市立小園中学校 いじめ防止基本方針

I いじめ問題に関する基本理念

いじめとは、「一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）」であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目指し、いじめ防止等の対策は施行されなければならないと考えている。また、いじめ防止等の対策は、被害生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、教育委員会、関係機関、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめ問題の克服を目指している。

2 学校におけるいじめの未然防止と早期発見

(1) 生徒の心や学級の様子を把握する。

生徒観察、教育相談、生徒アンケートなどを通じて、日常的に生徒の内面理解に努めるとともに、教師間で生徒の情報の共有し、迅速に適切な対応や連携を行う。

(2) 保護者との相談体制を確立する。

家庭訪問、保護者懇談、健全育成協議会などを通して、保護者や地域の方々がいじめに関して相談しやすい環境を整える。

(3) 教職員の資質向上を図る。

学校は、教職員に対し、いじめの早期発見に関する研修を計画的に行う。

(4) 生徒の豊かな心を育む。

道徳教育の充実を図るとともに、教育講演会などを開催し、いじめ防止に関する生徒への啓発活動の充実を図る。

3 学校におけるいじめの事案対処

学校は、生徒等からいじめに係る相談を受けた場合、いじめの事実があると思われるときは、適切な措置をとる。

(1) 「学校は、生徒や保護者・地域等から通報受けたとき、速やかに、当該生徒に関するいじめの事実の有無の確認を行い、いじめが確認されたときは、その結果を教育委員会に報告する。

(2) 学校は、いじめの事実の確認があった場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、複数の教職員によって、専門的な機関等の協力を得て、いじめを受けた生徒や保護者への支援、いじめを行った生徒に対する指導（支援）、または、その保護者に対する助言を継続的に行う。

(3) 学校は、いじめの行為を黙認するなど、周囲にいた生徒に対して、その行為は加害と同じ行動であることを認識させ、適切な指導を行うようにする。

(4) 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると判断したときは警察と連携してこれに対処するものとする。

4 いじめ対応チームの構成メンバー

校長 教頭 生徒指導主事 学年生徒指導 養護教諭 スクールカウンセラー

スクールソーシャルワーカー及び関係教員

5 いじめ対応チームの役割

学校は、組織的にいじめの問題に取り組むに当たって、中核となる役割を担うための組織として、いじめ対応チームを置く。

- (1) 小園中学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割。
- (2) いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割。
- (3) いじめの疑いに関する情報や、生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割。
- (4) いじめに係る情報があつた時に、緊急会議を開催するなどして、情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割。
- (5) いじめの被害生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と、保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割などが想定される。

6 いじめの解消

- (1) いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも、次の2つの用件が満たされている必要がある。ただし、これらの用件を満たしている場合であつても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ① いじめに係る行為が止んでいること

少なくとも3ヶ月をその判断の目安期間とする。教職員は被害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階でその行為が止んでいるかどうかの判断を行う。

- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒とその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談や家庭連絡等により確認する。

- (2) 上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめ被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

7 重大事態への対処

「重大事態」とは、次のような事態と捉える。学校は、次に掲げる場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき、速やかに教育委員会又は学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行い対応する。

- (1) いじめにより、本校に在籍する生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じる疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより、本校に在籍する生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
このような事態に対処し、教育委員会の協力を得ながら、校長をはじめとする組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明らかにするための調査を行う。

学校は、調査を行ったときは、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等、その他の必要な情報を適切に提供する。

また、学校は、調査を行う場合において、調査及び情報提供について必要な指導及び支援を教育委員会から得るようにする。